

旧警戒区域（檜葉町）から避難した申立人について、平成23年6月に結婚していわき市内に居住した時点で避難終了とする東京電力の主張を排斥し、原発事故前から結婚後は檜葉町の実家で暮らす予定であったこと等を考慮し、結婚後も避難慰謝料の賠償継続が認められた事例（平成23年8月分までは、別途直接請求で賠償済み）。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人 東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する（以下「本和解」という。）。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、申立人の下記損害について和解すること、それ以外の点については本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

	損害項目	期間（自）	期間（至）	金額（円）
ア	日常生活阻害慰謝料	平成23年9月1日	平成25年5月31日	2,100,000
イ	避難帰宅費用	平成23年9月1日	平成23年11月30日	110,000
ウ	生命身体的損害	平成23年10月31日	平成23年11月8日	57,500
エ	生活費増加額	平成23年11月13日	平成23年11月27日	118,364

2 和解内容

被申立人は、申立人に対し、本件損害に係る和解金として、金2,385,864円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算条項

申立人及び被申立人は、1項イないしエの損害（遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、申立人と被申立人の間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立および内容を証するため、申立人及び被申立人は、本和解契約書を2通作成し、各自署名（記名）押印の上、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月18日

（仲介委員 花崎浜子）